

農地利用状況調査の実施について

農地法の規定により、毎年、村内全域の農地を対象とし、農地利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。この調査は、農地利用の総点検、遊休農地の発生防止、解消及び違反転用対策を重点的に行っています。

【期 間】 8月1日～9月30日

【調査対象】 村内全ての農地

【調 査 員】 農業委員、農地利用最適化推進委員事務局

遊休農地は課税が強化されます！

1. 増税の対象となる遊休農地

- (1) 農業振興地域内にある農地
 - (2) 遊休農地または遊休化のおそれがある農地
 - (3) 利用状況調査で遊休農地と判断された農地
 - (4) 利用意向調査で意思表示がない農地
 - (5) 利用意向調査から6ヶ月経過しても、意向通り改善がされていない農地
 - (6) 農業委員会から中間管理機構との協議勧告を受けた農地
- ※上記の項目に全て当てはまる農地については、増税の対象となります。

2. 課税強化

通常の**農地評価額が1.8倍**になる見込みです。

3. 実施時期

毎年1月1日が固定資産税の賦課期日となっていますので、平成31年1月1日時点で協議勧告が行われている場合に課税強化が行われることになります。

◆遊休農地とは？（農地法第32条）

- ① 1年以上にわたって耕作されておらず、今後耕作されないと見込まれる農地。
- ② 周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地。

◆利用意向調査とは？

利用状況調査で遊休農地と判断された農地所有者等に対し、利用意向を確認します。

◆農業振興地域とは？

恩納村農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域。

◎確認のお願い

農業委員会からの通知の回答はお済みですか？

昨年度の利用状況調査において、遊休農地と判断された農地については、農業委員会から所有者に対し、平成30年11月30日付けで利用意向調査書を発送しています。

回答がまだの方は、お早めに回答をお願いします。

お問い合わせ：農業委員会 ☎966-1204

消費税増税に伴う 上下水道料金の改定に ついてお知らせ

10月1日から消費税率が10%に引き上げられることとなり、本村におきましても消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る必要があることから、現行の消費税率を8%から10%へ改定いたします。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ：

上水道料金について ☎966-1198

下水道料金について ☎966-1190

条例改正のお知らせ

恩納村環境保全条例及び施行規則、恩納村景観村づくり条例施行規則を改正しました。

10月1日より、集落内でのホテル・旅館業（簡易宿舎を含む）の建築を制限することになります。すでに建築申請されている建物は、条例の対象外となります。

詳しくは村ホームページをご確認ください。



	住宅共同 住宅寄宿舍	日用品販売 理髪店	店舗 事務所	ホテル 旅館
集落用域	○	○	×	×
準集落用域	○	○	○	×
中層住居用域	○	○	○	○
リゾート用域	○	○	○	○
地域環境保全用域	△	△	△	△

○建てられる

×建てられない

△村長承認が必要

お問い合わせ：企画課 ☎966-1201